

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 土砂等による土地の埋立て等の規制（第3条—第27条）

第3章 不法投棄の規制（第28条—第31条）

第4章 雑則（第32条）

第5章 罰則（第33条—第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）及び埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）に定める事項のほか、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積並びにごみ等の不法投棄について必要な規制を行うことにより、市民生活の安全を確保し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、岩石その他の土地の埋立て、盛土及び堆積の用に供される物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て（土地の掘削後の埋立てを含む。）、盛土及び堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。
- (3) 事業 土地の埋立て等であって、当該土地の埋立て等に係る土地の区域

(以下「事業区域」という。)の面積が500平方メートル以上であるもの(事業区域の面積が500平方メートル未満となる土地の埋立て等であっても、当該事業区域が2以上の区域にまたがり隣接するとき、又は既に土地の埋立て等が行われた区域に隣接するときは、その合計した面積が500平方メートル以上となるものを含む。)をいう。

- (4) 事業者 事業を施行する者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業が行われる土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) ごみ等 廃掃法第2条第1項に規定するものをいう。
- (7) 不法投棄 ごみ等を公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所に、みだりに捨てることをいう。

第2章 土砂等による土地の埋立て等の規制

(市の責務)

第3条 市は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び事故の発生を未然に防止するため、土地の埋立て等の施行状況の把握、不適正な土地の埋立て等の監視、土地の埋立て等に係る市民からの苦情の処理その他必要な措置を講じなければならない。

(土壌基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止)

第4条 事業者及び土地所有者等は、規則で定める土壌基準(以下「土壌基準」という。)に適合しない土砂等を使用して、土地の埋立て等を行ってはならない。

(事業者及び土地所有者等の責務)

第5条 事業者及び土地所有者等は、事業の施行によって土壌の汚染及び事故の発生が生じることのないよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業を施行する場合においては、当該事業の内容の公開に努めなければならない。
- 3 事業者及び土地所有者等は、事業の施行に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決にあたらなければならない。

(事業の許可)

第6条 事業者及び土地所有者等は、事業ごとにあらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 法令の規定により許可、認可、確認又は指定を受けた事業で規則で定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- (3) 国又は地方公共団体（特別法により設置される公法人を含む。）が直接行う事業

2 前項の許可を受けようとする事業者及び土地所有者等は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、事業区域の位置図その他規則で定める書類及び図面等を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業区域の所在及び面積
- (3) 事業の目的
- (4) 事業の種別
- (5) 搬入土の発生地又は搬出土の運搬先
- (6) 搬入土又は搬出土の予定量
- (7) 事業完了時における土地の形状及び事業完了後の土地利用計画
- (8) 周囲の生活環境の保全のための方策
- (9) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (10) 前号に掲げるもののほか、事故の防止のためにとる措置
- (11) 事業期間
- (12) その他規則で定める事項
(許可の基準)

第7条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請が、土壌の汚染及び事故の発生を防止するために必要な次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土地の埋立て等の完了時における土砂等の高さ及びのり面の勾配が規則で定める基準に適合していること。

- (2) 排水施設、擁壁その他の施設が規則で定める基準に適合していること。
- (3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が規則で定める基準に適合していること。

2 市長は、前条第1項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) 土地の埋立て等に関する事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合
 - (2) 土地の埋立て等に関する事業の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合
- (許可の条件)

第8条 市長は、第6条第1項の許可には、早朝や夜間における土地の埋立て等の禁止その他の生活環境の保全のために必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の規定による許可を受けた事業者及び土地所有者等は、当該許可に係る第6条第2項第2号から第11号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前2条（第7条第2項を除く。）の規定は、第1項の規定による許可について準用する。

(変更の届出)

第10条 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた事業者及び土地所有者等（以下「許可を受けた事業者及び土地所有者等」という。）は、当該許可に係る第6条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときには遅滞なく、第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可を受けた地位の譲渡及び名義貸しの禁止)

第 1 1 条 許可を受けた事業者及び土地所有者等は、当該許可を受けた事業者及び土地所有者の地位を第三者に譲渡してはならない。

2 第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、自己の名義をもって第三者に事業を行わせてはならない。

（許可を受けた地位の承継）

第 1 2 条 許可を受けた事業者及び土地所有者等について、相続又は合併のあったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可を受けた事業者及び土地所有者等の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた事業者及び土地所有者等の地位を承継した者は、その承継のあった日から 3 0 日以内に、規則で定める届出書により、市長に届け出なければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第 1 3 条 許可事業者は、当該許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業に使用された土砂等の量等の報告）

第 1 4 条 許可事業者は、規則で定めるところにより、定期的及び第 1 7 条第 2 項の規定による廃止の届出又は第 1 8 条第 1 項の規定による完了の届出の際に、当該許可に係る事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

（土壌検査等）

第 1 5 条 許可事業者又は盛土規制法第 1 2 条第 1 項の許可を受けた工事主（盛土規制法第 2 条第 7 号に規定する工事主をいう。）は、第 6 条第 1 項の許可に係る事業又は盛土規制法第 1 2 条第 1 項の許可に係る工事（以下「事業等」という。）を開始した日から 6 月ごと（第 1 7 条第 2 項の規定による廃止の届出、第 1 8 条第 1 項の規定による完了の届出、盛土規制法第 1 7 条第 1 項の規定による検査の申請又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(令和7年埼玉県規則第70号。以下「県細則」という。)第8条の規定による廃止の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、規則で定めるところにより、事業等に係る土地の土壌について検査しなければならない。

2 前項の検査の結果は、事業等を開始した日から6月ごとに、当該6月を経過した日から40日以内(第17条第2項の規定による廃止の届出、第18条第1項の規定による完了の届出、盛土規制法第17条第1項の規定による検査の申請又は県細則第8条の規定による廃止の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項に規定する検査及び報告を要しない。

(1) 第1項に規定する土地の面積が、500平方メートル未満又は3,000平方メートル以上であるとき。

(2) 第6条第1項又は盛土規制法第12条第1項の許可を受けた事業等に使用された土砂等について土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに該当するとき。

(標識の設置)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る事業の施行期間中、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

(事業の廃止等)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該事業の廃止又は中止後の当該事業による土壌の汚染及び事故の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 許可を受けた事業者及び土地所有者等は、当該許可に係る事業を廃止したときは、10日以内に規則で定める届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第6条第1項又は第9条第

1 項の規定による許可は、その効力を失う。

4 市長は、第 2 項の規定による廃止の届出があったときには、速やかに第 1 項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、規則の定めるところによりその結果を当該届出をした許可を受けた事業者及び土地所有者等に通知しなければならない。

5 前項の規定により、第 1 項の措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業者は、第 2 項の規定による廃止の届出に係る事業による土壌の汚染又は事故の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

6 第 4 項の規定により、第 1 項の措置が講じられていない旨の通知を受けた土地所有者等は、許可事業者をして前項の措置を為さしめるために必要な措置を講じなければならない。

(事業の完了等)

第 18 条 許可を受けた事業者及び土地所有者等は、当該許可に係る事業を完了したときは、10 日以内に規則で定める届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事業区域が第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした許可を受けた事業者及び土地所有者等に通知しなければならない。

3 前項の規定により、第 1 項の規定による完了の届出に係る事業による土壌の汚染又は事故の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業者は、当該事業による土壌の汚染又は事故の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 第 2 項の規定により、前項の措置が講じられていない旨の通知を受けた土地所有者等は、許可事業者をして同項の措置を為さしめるために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第 19 条 市長は、許可事業者が行う事業において土壌基準に適合しない土砂

等が使用され、又は使用されるおそれがあると認めるときは、当該事業を行い、又は行った許可事業者に対し、直ちに当該事業を停止し、又は期限を定め、当該事業区域において現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第6条第1項の規定に基づく許可を受けずに事業を行った事業者に対し、直ちに当該事業を停止し、期限を定めて当該事業で使用された土砂等の全部又は一部を撤去し、又は事故の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者が当該許可に係る申請書の記載事項並びに当該申請書に添付した書類及び図面等に従って事業を行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対して、当該事業を停止し、又は期限を定め、その改善に必要な措置をとるべきことを命じることができる。

4 市長は、事業の実施による事故の発生を防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該事業を行う許可事業者（第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更した許可事業者を除く。）に対し、直ちに当該事業を停止し、又は事故の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第20条 市長は、許可を受けた事業者及び土地所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。

(2) 許可事業者が第8条の条件に違反したとき。

(3) 第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

(4) 許可事業者が第13条から第16条までの規定に違反したとき。

(5) 許可事業者が第6条第1項の許可を受けた日から起算して6月を経過する日までに当該許可に係る土地の埋立て等に着手しなかったとき。

(6) 許可事業者が第6条第1項の許可に係る土地の埋立て等に着手した日

後6月を超える期間引き続き土地の埋立て等を行っていないとき。

(7) 許可事業者が前条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により許可の取消しを受けた許可事業者（当該取消しに係る事業について、前条第1項、第3項又は第4項の規定による命令を受けた許可事業者を除く。）は、当該取消しに係る事業による土壌の汚染又は事故の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 第1項の規定により許可の取消しを受けた土地所有者等は、許可事業者をして前項の措置を為さしめるために必要な措置を講じなければならない。

（廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）

第21条 市長は、第17条第5項、第18条第3項又は前条第2項の規定に違反した許可事業者に対し、期限を定め事故の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第17条第5項、第18条第3項又は前条第2項の規定に違反した許可事業者が行った事業により、当該事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、当該事業を行った許可事業者に対し、期限を定め当該事業区域について現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する土地所有者等への措置勧告）

第22条 市長は、第17条第6項、第18条第4項又は第20条第3項の規定に違反した土地所有者等に対し、期限を定め許可事業者をして事故の発生を防止するために必要な措置を為さしめるために必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、第17条第6項、第18条第4項又は第20条第3項の規定に違反した土地所有者等に対し、許可事業者が行った事業により、当該事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、期限を定め許可事業者をして当該事業区域について現状を保全するために必要な措置を為さしめるために必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(違反事実の公表及び代執行)

第23条 市長は、第6条第1項の規定に基づく許可を受けずに事業を行った事業者が、第19条第2項の規定により当該事業の停止を命ぜられたにもかかわらず、直ちに当該事業を停止しない場合、又は同項の規定により命ぜられた措置を指定された期間内に履行しない場合には、当該事実を公表することができる。

2 市長は、第19条第1項、第3項若しくは第4項又は第21条第1項若しくは第2項の規定による措置を行うことを命ぜられた許可事業者が定められた期限までに当該措置を履行しない場合に、土壌の汚染又は事故の発生を防止するために必要があると認めるときは、当該事実を公表することができる。

3 市長は、前条第1項又は第2項の規定による措置をとるべきことの勧告を受けた許可を受けた土地所有者等が、定められた期限までに当該勧告に従わなかった場合に、土壌の汚染又は事故の発生を防止するために必要があると認めるときは、当該事実を公表することができる。

4 市長は、第19条第1項、第3項若しくは第4項又は第21条第1項若しくは第2項の規定により措置命令を受けた許可事業者が指定された期間内に命ぜられた措置を履行しない場合には、自ら当該許可事業者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該許可事業者から徴収することができる。

5 市長は、第19条第2項の規定により措置命令を受けた事業者が、指定された期間内に命ぜられた措置を履行しない場合には、自ら事業者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該事業者から徴収することができる。

(関係書類の閲覧)

第24条 許可事業者は、規則の定めるところにより、当該許可に係る事業を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、当該事業区域の周辺関係者その他の生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(協定書の締結)

第25条 市長は、許可を受けた事業者及び土地所有者等と環境保全に関する協定書を締結することができる。

(報告の聴取)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業を行う許可事業者に対し、当該事業に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土地の埋立て等を行う事業者の事務所、事業場その他業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、当該関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 不法投棄の規制

(不法投棄の禁止)

第28条 何人も、不法投棄をしてはならない。

(不法投棄されたごみ等の調査等)

第29条 市長は、ごみ等を不法に投棄した者等を確認するため、その状況を調査することができる。

2 市長は、前項の調査の結果を、所轄の警察署長に通報することができる。

(原状回復命令等)

第30条 市長は、前条第1項の調査の結果、ごみ等の不法投棄者を確認したときは、当該投棄者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地所有者又は管理者の措置)

第31条 第29条第1項の調査の結果、不法投棄者が判明しない場合には、不法投棄現場の土地所有者又は管理者は、関係法令に基づき適正な措置を講

じるよう努めなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った事業者

(2) 第19条第2項の規定による命令に違反した者

第34条 第19条第1項若しくは第3項又は第21条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 第19条第4項又は第30条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第14条、第15条第2項又は第26条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条の規定に違反して標識を設置しなかった者

(4) 第27条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第37条 第10条、第12条第2項、第17条第2項又は第18条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第 33 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による許可を受けて事業を行っている者は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して 3 月間は、なお従前の例により当該事業を行うことができる。その者がその期間内に当該事業の区域について同条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第 17 条、第 18 条第 2 項及び第 22 条の規定による命令は、なお効力を有する。前項の期間経過の際、現に旧条例第 17 条、第 18 条第 2 項及び第 22 条の規定により発せられている命令についても同様とする。
- 4 この条例の施行前にした行為、附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日条例第 26 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に第 6 条第 1 項の

規定による許可の申請について適用し、同日前の同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 2 4 日条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。附則第 3 項及び第 5 項において同じ。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

附 則（令和 7 年 9 月 2 9 日条例第 2 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投

棄の規制に関する条例（次項において「改正後条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に着手する事業等について適用し、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例（以下「改正前条例」という。）第6条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けて着手している事業又は盛土規制法第12条第1項の許可を受けて着手している工事については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正前条例第6条第1項の許可を受けて着手している事業であって、この条例の施行の日以後に改正後条例第9条第1項の許可を受けたものは、改正後条例の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に発せられている改正前条例第19条及び第21条の規定による命令は、なお効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした行為、附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる事業又は工事に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。